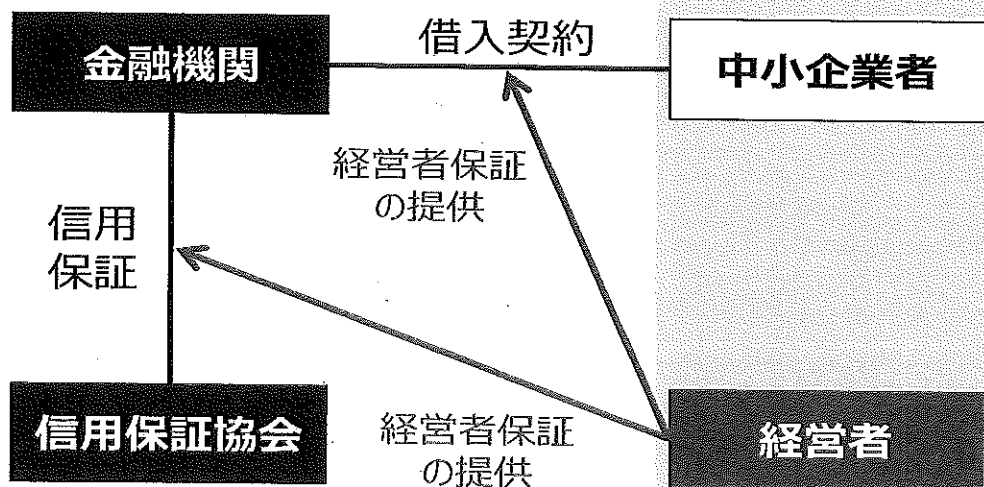


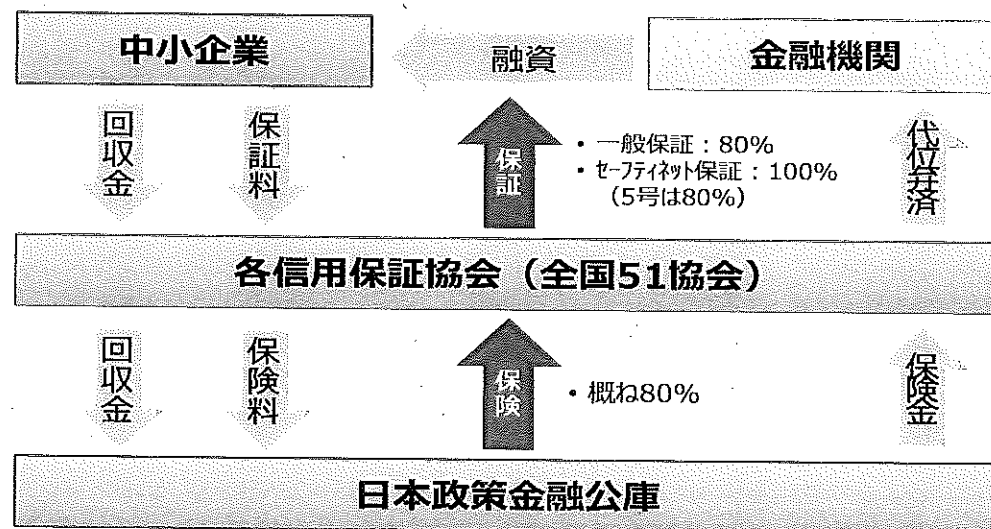
信用保証付融資における経営者保証の取扱いについて

- ① 信用保証付融資において、**信用保証協会が経営者保証を求める場合、金融機関も経営者保証を求めることが信用保証を付ける条件**となっている。【図1】
- ② 信用保証協会による信用保証には、日本政策金融公庫による保険（信用保険）が付されており、**信用保証協会は、信用保険の対象要件を充たす範囲の中で信用保証**を行う。【図2】
- ③ 日本政策金融公庫の**信用保険の対象となる要件は、中小企業信用保険法にて規定**されている。
- ④ 今回の改正は、**信用保険（無担保保険等）の対象となる要件として、「一定の要件を充足している事業者から個人保証を求めていること」を定める**ことで、**信用保証協会による経営者保証の徴求を制限**するもの。
 (※) 仮に、信用保証協会が、一定の要件を充足している事業者から経営者保証を徴求した場合、信用保険の対象とはならず、その事業者がデフォルトした場合の代位弁済はすべて信用保証協会の自己負担となる。

【図1】信用保証協会・金融機関と経営者保証（現状）



【図2】信用補完制度のスキーム



出典：中小企業庁作成資料

令和5年5月24日（水）衆議院 経済産業委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正について（抜粋）

改正後	改正前
<p>二. 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか、また、<u>保証人に対し、下記に掲げる事項を踏まえた説明をした旨を確認し、その結果等を書面又は電子的方法で記録することとしているか</u>（Ⅱ-10-2参照）。</p> <p>a. <u>どの部分が十分ではないために保証契約が必要となるのか、個別具体的内容</u>（注）</p> <p>b. <u>どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか、個別具体的内容</u>（注）</p> <p><u>（注）「経営者保証に関するガイドライン」第4項（2）に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。</u></p> <p><u>その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。</u></p>	<p>二. 経営者等との間で保証契約を締結する場合には、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、以下の点について、主債務者と保証人に対して丁寧かつ具体的に説明を行うこととしているか（Ⅱ-10-2参照）。</p> <p>a. <u>保証契約の必要性</u> （新設）</p> <p>（新設）</p>

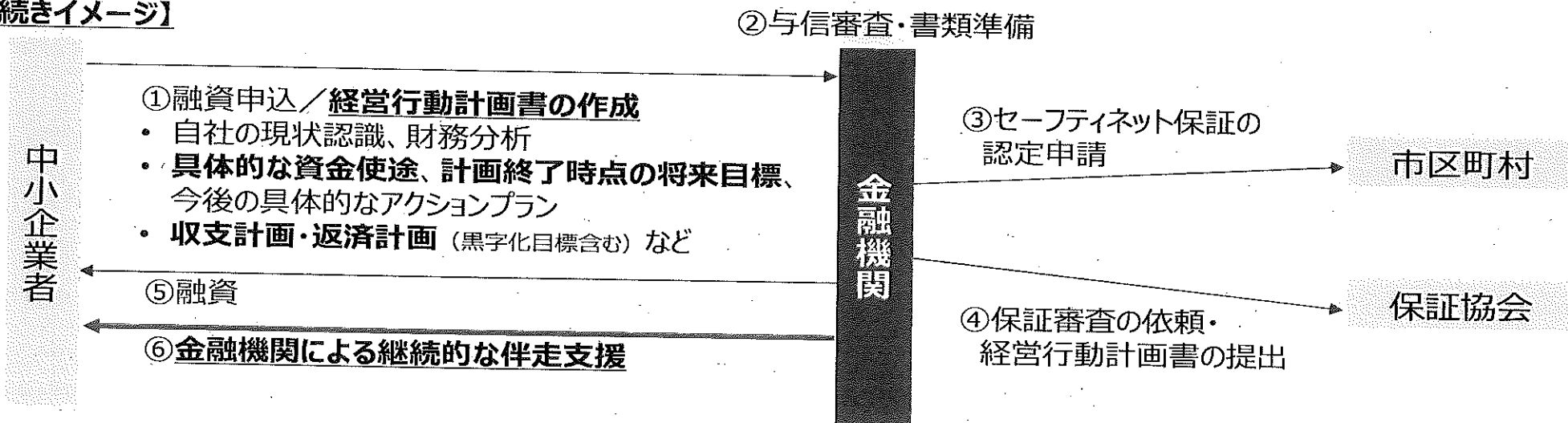
改正後	改正前
<p><u>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められており、その取組方針等を公表することが望ましい。</u></p>	<p><u>金融機関においては、経営者保証に関し、ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえた適切な対応を行うことにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくことが求められている。</u></p>

新たな借換保証制度（コロナ借換保証）の創設

【制度概要】

- 保証限度額：（民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る）**1億円（100%保証の融資は100%保証で借り換え可能）**
- 保証期間等：10年以内（据置期間5年以内）
- 保証料率：0.2%等（補助前は0.85%等）
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、**金融機関による伴走支援と経営行動計画書の作成が必要。**
 - ① **セーフティネット4号の認定**（売上高が20%以上減少していること。最近1ヶ月間（実績）とその後2ヶ月間（見込み）と前年同期の比較）
 - ② **セーフティネット5号の認定**（指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。最近3ヶ月間（実績）と前年同期の比較）
※①②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
 - ③ **売上高が5%以上減少していること**（最近1ヶ月間（実績）と前年同月の比較）
 - ④ **売上高総利益率／営業利益率が5%以上減少していること**（③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可）

【手続きイメージ】



■ 承諾実績（2023年1月10日～5月12日） 35,510件、9,061億円

出典：中小企業庁作成資料

令和5年5月24日（水）衆議院 経済産業委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

バーゼル規制と特別準備金

- バーゼル規制では、金融機関に対してリスクアセットに占める自己資本の割合として、一定水準以上の自己資本比率を求めている。2008年の金融危機を踏まえて策定されたバーゼルⅢでは、損失吸収力の高い普通株式や内部留保等を普通株式等Tier1として位置付けている。
- 特別準備金はバーゼル規制上、損失吸収力の高い「普通株式等Tier1」として位置づけられている。

商工中金自己資本比率告示

自己資本の構成に関する開示事項（単体：2022年3月期）

- （普通株式等Tier1資本の額）
- 第五条 第二条第一号の算式において、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 一 普通株式に係る株主資本の額（社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）を除く。）
 - 二 その他の包括利益累計額及び**その他公表準備金の額**
 - 三 普通株式に係る新株予約権の額
 - 四 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額

普通株式に係る株主資本の額	
資本金及び資本剰余金の額	218,653
利益剰余金の額	214,620
自己資本の額	△1,136
社外流出予定額	△4,495
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	
危機対応準備金の額	129,500
特別準備金の額	400,811

出典：中小企業庁作成資料

令和5年5月24日（水）衆議院 経済産業委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）